

令和 8 年度

# 事業計画書

社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会

## ◇目 次

■基本方針	P1
■重点項目	P1～P3
■事業実施項目	
1 法人運営事業	P4～P5
2 地域福祉事業	P6～P9
3 生活支援事業	P10～P11
4 地域包括ケア推進事業	P12～P13
5 福祉サービス事業	P14～P15
6 社会福祉センターの運営	P15
7 その他	P15
8 使命・経営理念・組織運営方針	P16

# 令和 8 年度 社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会 事業計画書

## ■ 基本方針

亀山市社会福祉協議会では、人々が地域社会とつながりを持ちながら安心して生活を送ることができる「地域共生社会」の実現を目指し、複雑化・多様化する福祉課題、生活課題に対応するため、法人運営、地域福祉、相談支援、福祉サービス事業の各部門が相互に連携しながら、地域福祉の推進に取り組んでいます。

本年度は、市と一体的に策定した第 2 次亀山市地域福祉計画（後期）及び本会が定める中期経営計画の最終年度となることから、それぞれの計画にて掲げた目標に対する取り組みを振り返るとともに、地域の生活課題、福祉課題の解決及び法人の基盤強化に向け、次期計画の策定に取り組めます。

また、本会の事務局体制について組織の機能や成果を高めるため、業務効率の向上や業務の平準化を図れるよう係の分掌事務の見直し、福祉サービス事業所のシステムの変更等を行い、本会が行う地域福祉活動及び福祉サービス事業所の運営が安定的に、かつ継続的に行うことが出来るよう経営基盤の整備・強化に努めるとともに、人材育成・定着への取り組みを充実させ、魅力ある福祉の職場づくりの推進に努めます。

地域福祉計画の基本理念でもある「ともに支え合い ともに暮らせる ふくしのまち」の実現に向けて、地域住民、行政、福祉、医療、保健、教育等の多様な関係者と協働しながら、地域福祉の推進役としての役割を果たしていきます。

## ■ 重点項目

### ①組織基盤の強化

本年度は本会の使命・経営理念・組織運営方針をもとに、組織の基盤強化を図るため策定した中期経営計画の最終年度になります。これまでに行ってきた財務分析や事業評価の振り返りを行い、第 2 次中期経営計画の策定に取り組めます。

また、人材育成計画・研修計画に基づき、職員各自が目指すべき職員像を明確にできるよう目標管理や職員ミーティング等を通して人材育成・定着化に積極的に取り組むとともに、係の分掌事務の見直しを行うことにより業務の平準化を図り、“職員がやりがいを持って働くことができる職場づくり”に努めていきます。合わせて、職員のコンプライアンス意識の向上を目指した研修等を引き続き実施し、経営組織のガバナンス強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化を図り、地域住民からより信頼され、必要とされる組織づくりを推進します。

### ②亀山市総合福祉計画（仮称）の一体的策定

令和 8 年度で現計画（亀山市地域福祉計画（後期））が最終年度となり、次期計画策定に向け、昨年度より、亀山市とともに地域・関係団体等にヒアリングを行い課題の整理を行いました。次期計画では分野を超えた支援体制の更なる構築を図り、福祉施策を総合的かつ計画的に推進するため、亀山市と一体的に亀山市総合福祉計画（仮称）の策定に取り組んでいきます。

### ③地域福祉力向上重層的支援体制整備事業の推進

亀山市と一体的に策定している第2次亀山市地域福祉計画（後期）では、すべての取り組みが重層的支援体制の整備に資するものであり、本事業は施策を一貫する「横串」として位置づけられていることから、国が示す重層的支援体制整備事業の中で位置づけられている「包括的相談支援事業」「多機関協働事業」「アウトリーチ事業」「参加支援事業」「地域づくり事業」の各事業について、本会に配置しているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）、地域包括支援センター、生活困窮者自立支援事業、成年後見サポート事業、生活支援コーディネーター、ボランティアコーディネーター等の専門職が各機関と情報共有・連携しながら個別支援・地域支援・しくみづくりを行っていきます。

本年度も引き続き、教育委員会や学校など教育関係機関との連携強化に努めるとともに、ひきこもり状態にある方など制度のはざまの方への自立や、社会参加に向けた参加支援（就労体験等）事業やオンライン居場所等の更なる充実を図っていきます。

### ④ボランティアセンターの機能強化

令和7年度より、亀山市の市民活動支援や相談業務などの支援機能と、本会のボランティアセンターの機能を集約し、中間支援機能を有した市民活動・ボランティアセンター「ぷらっと」を一体的に運用し、市民活動団体・ボランティア団体・企業・NPO法人などをつなぐ活動を展開しています。相談窓口が一元化されたことで、市民や団体、企業などの利便性の向上につなげるとともに、さまざまな側面から活動をサポートできるよう引き続き、専任のコーディネーターを配置し、相談、マッチング、団体支援、人材育成、情報収集・情報発信、調査研究を行います。

### ⑤権利擁護に関する取り組みの充実

本会では、権利擁護に関する取り組みとして、三重県社会福祉協議会から日常生活自立支援事業を受託し、判断能力が不十分な方に対する福祉サービスの利用援助や日常の金銭管理等の支援を行っています。現在、国では、頼れる身寄りがない高齢者等への支援として、「日常生活支援」「円滑な入院等への手続き支援」「死後事務の支援」を行う新たな第二種社会福祉事業の創設が検討されています。これらの事業においても市町社会福祉協議会が中心的な役割を担うことが期待されていることから動向を注視し、三重県社会福祉協議会とも連携しながら協議・検討を行っています。

また、成年後見制度の利用促進や円滑な制度運用ができる体制づくりのため、成年後見サポート事業を亀山市から受託しています。成年後見制度の利用促進のため、市民からの相談業務をはじめ、制度の利用が必要と思われる方への包括的な相談支援体制として、弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会に参画していただき、受任調整及び受任後に後見活動が円滑に行われるよう、本人や後見人等を含む関係機関を招集しチーム会議を実施するほか、本会が後見人等になることにより、対象者の財産管理、身上保護方法の決定を行い、その権利を擁護することができるよう法人後見も合わせて行っています。

## ⑥地域包括ケアシステムの実現に向けた機能強化

基幹型地域包括支援センターは、本会が鈴鹿亀山地区広域連合より受託し、市民からの相談に応じるとともに、市内 2 か所の地域包括支援センターの運営業務の平準化、困難事例への対応支援、地域ケア会議の開催支援等を行い、高齢者が安心して暮らせるよう、関係機関と連携を図り、支援に努めています。

また、生活支援コーディネーターが中心となり、地域住民、ボランティア、事業者、行政など多様な主体が参加する協議体を開催し、ネットワークの構築や地域課題の共有の場づくりを行うなど、地域のしくみづくりを推進します。

認知症支援についても認知症初期集中支援チーム（通称：カナリアチーム）や認知症地域支援推進員を配置し、相談・支援を行うとともに、認知症に対する正しい知識と理解の促進を図り、認知症の人や認知症が疑われる人、その家族が適切な支援を受けられ、住み慣れた地域で生活を継続できるよう取り組んでいきます。

## ⑦福祉サービス事業の充実

訪問系サービス（訪問介護・介護予防訪問介護・居宅介護・同行援護）については、現在の事業規模を維持することで事業経営の安定が図れていることから、引き続き、経営状況を把握しながら、質の高いサービス提供に努めていきます。

一方、通所系サービス（生活介護：つくしの家）については、利用者が調理実習を通じて「食」への興味を持つとともに、加えて本年度は日々の清掃や整理整頓に取り組むことによって、“自分でできることを”増やし生活力の向上を目指します。引き続き、小中学校、民生委員・児童委員、地域団体との交流を積極的に取り入れ、利用者に生きがいや楽しみを持ってもらえるよう支援を行っていきます。また、利用者数も大きな増減はなく、収益も安定しています。

障害福祉サービスを申請された方への相談支援やサービス利用計画案を作成する特定相談支援、障害児相談支援事業と合わせて、引き続き各部門と連携しながら、利用者本位で信頼される質の高いサービスを提供するとともに、安定した事業経営に努めます。

## ■ 事業実施項目

### ◆ 法人運営事業

#### 1 会務の運営

適切な組織運営を行うとともに、常に地域の生活課題や福祉課題に目を向け、これらのニーズに応えることができる組織や事業体制の見直しも計画的に進め、組織体制の強化を図ります。

- ①理事会及び評議員会
- ②監事会
- ③三役会（会長・副会長・常務理事）
- ④役員及び評議員研修会
- ⑤職員研修

#### 2 基盤の強化

自治会の協力のもと、地域住民をはじめ、関係機関・団体、企業等に理解を求め、活動に必要な財源の確保に努めます。また本会の使命・経営理念・組織運営方針をもとに、地域の福祉的ニーズや経営環境の変化を反映し基盤強化を図るため策定した、中期経営計画を推進します。

- ①中期経営計画の推進及び次期計画の策定
- ②会員制度の啓発及び推進（社協会費）
- ③人材確保・定着に向けた取組強化
- ④事業継続計画（BCP）の研修・訓練

#### 3 社会福祉大会事業

社会福祉関係者が一堂に会し、今後ますますの努力を誓い合い、併せて社会福祉の発展に功績のあった方々を表彰するため、亀山市と共催で第22回亀山市社会福祉大会を開催します。

#### 4 福祉移送サービス事業 <市委託事業>

花しょうぶ号（福祉車両）による歩行困難や寝たきり状態の方を対象にした通院の送迎や公共機関への手続き等のための移動支援を行います。

#### 5 介護機器貸出事業

健康増進と家族の身体的、精神的な負担の軽減を図り、社会参加を促進することを目的として在宅の高齢者や障がい者などに対して車椅子及び歩行器の貸し出しを行います。

#### 6 入れ歯リサイクル事業

「総合保健福祉センターあいあい」及び「社会福祉センター」に入れ歯回収ボックスを設置し、不要になった入れ歯、アクセサリ等を回収、リサイクルしてその益金

を財団法人日本ユニセフ協会に寄付することにより、世界中の恵まれない子ども達を支援します。

## 7 亀山市社会福祉法人連絡会への参画及び支援

亀山市内に事業所を持つ社会福祉法人が相互に連携及び情報共有、地域における公益的な取り組みを推進するため、亀山市社会福祉法人連絡会に参画します。また、本会のホームページを通じて情報発信に努めるとともに、連絡会の事業が円滑に行えるよう事務局業務等の支援を行います。

## 8 日本赤十字社三重県支部亀山市地区

### ①赤十字社員増強・活動資金募集運動の展開

毎年5月を「赤十字運動月間」として、自治会の協力のもと、地域住民に赤十字事業への参加、協力を求めています。

### ②災害救援物資等の支給

市内に発生した災害の罹災者に対し、救援物資等の支給を行います。

### ③救急法講習会への講師派遣並びに救護要員の派遣

自治会や学校関係者などが開催する救急法講習会や多人数の参加する行事に対し日本赤十字社三重県支部から講師並びに救護要員を派遣します。

## 9 福祉団体支援（事務局）

福祉活動団体の支援として下記の団体の事務局業務を担います。

### ①亀山市民生委員児童委員協議会連合会

### ②亀山市老人クラブ連合会

### ③亀山更生保護女性会

### ④亀山市遺族会

## ◆ 地域福祉事業

### 1 第2次地域福祉計画（後期）の推進及び次期計画の策定

地域社会の変容が見られる中、より一層地域福祉を推進していくため、市と一体的に策定した後期計画に基づき、地域福祉にかかる関係機関・団体等との連携のもと、市民や地域の支援者、市民活動団体、福祉事業者等との協働によって推進していきます。

また、現計画が令和8年度で最終年度になることから、亀山市では次期計画策定について、福祉施策を総合的かつ計画的に推進する「亀山市総合福祉計画（仮称）」の策定を行います。昨年度より亀山市とともにヒアリング調査及びアンケート調査等を実施しており、引き続き集計・分析等を行いながら一体的に計画策定に取り組んでいきます。

#### ① 亀山市地域福祉推進委員会

### 2 地域福祉力向上重層的支援体制整備事業 <市委託事業>

複合的な課題を抱える世帯等に対し、分野を超えた多機関による支援が行えるよう、市に配置している相談支援包括化推進員と本会に配置しているコミュニティソーシャルワーカー（CSW）が連携し、課題解決に向け、取り組む包括的支援体制を推進しています。引き続き、重層的支援体制整備事業の中で位置付けられている「参加支援事業」「地域づくり事業」「アウトリーチ事業」「多機関協働事業」の各事業について、各機関と情報共有・連携しながら個別支援、地域支援、しくみづくりを行っていきます。

本年度も、引き続き、教育委員会や学校など教育関係機関との連携強化に努めるとともに、ひきこもりの方など制度の狭間の方の自立や社会参加に向けた参加支援への取り組みとして実施している亀山市参加支援（就労体験等）事業の充実や、「対面で話すことに不安がある」「外出するのは人目が気になる」など生きづらさを抱えた方が、オンライン上でゆるやかに交流することができるオンライン居場所を月1回継続的に開催し、生活困窮者自立支援事業の就労準備支援事業とも連携しながらその人に合った伴走型の支援を行っていきます。

### 3 小地域ネットワーク活動事業

#### ① 福祉委員会の活動支援（地域まちづくり協議会助成事業）

福祉のまちづくりを進めていく地域福祉の推進役として、福祉委員を委嘱します。また、地域特性に応じた福祉活動を展開することを目的に助成事業を行うとともに、福祉委員会が行う交流活動や訪問活動、研修会などについてコーディネートを行い、地域の福祉課題に対し地域住民と一緒に対応について協議していきます。

#### ② 福祉委員研修事業

新任の福祉委員を対象に、地域での見守り活動を実践する上での基本的な知識や技術についての研修やスキルアップ研修として認知症サポーターの研修を実施するとともに、障がいへの正しい理解についての研修も実施します。

### ③安心見守り訪問事業

福祉委員会を中心に地域内のひとり暮らし高齢者を対象に見守り訪問活動を行い、地域包括支援センターと連携しながら高齢者の孤立化の防止と福祉課題の早期発見を目指します。

## 4 ボランティアセンター事業

亀山市が本年度から市民協働センターの機能強化に取り組むことに伴い、ボランティアセンターを市民協働センターに集約し、一体的な拠点として、専任のコーディネーターを配置し、市民をはじめ、市民活動・ボランティア団体、企業、NPOなどと協働しながら、市民活動及びボランティアに関する相談、マッチング、団体支援、人材育成、情報収集、情報発信などの中間支援機能を市とともに担っていきます。

### ①相談・助言

多くの市民が気軽に訪れ、相談につながるようなワンストップの相談窓口を目指し、市民活動・ボランティアに関する相談、新たに活動したい方などの相談・助言に一元的に対応します。

### ②マッチング

ボランティアをしたい人と依頼したい方とのマッチング機能の強化を図ります。市民、団体、企業等とのコーディネートを行うほか、様々なニーズに答えられるよう、不足する資源開発などにも取り組みます。

### ③団体支援

ボランティア活動の現状・課題について、意見交換を図れるよう活動の活性化につながる交流会の開催や、新規団体の立ち上げなどの支援を行います。福祉ボランティア基金を活用し団体の活動助成を行います。

### ④情報収集・情報発信・調査研究

市民活動・ボランティア団体の全市的な調査を行い、基礎資料を作成したり、市内で活動する際に役立つ情報を集約します。また、活動を知ってもらうためのイベントやフォーラム等を実施します。

### ⑤人材育成

ボランティア活動を通じた福祉教育の推進や、ボランティア養成講座の開催など、小中学校、高等学校、大学、企業、地域住民、関係機関などと連携しながらボランティア人材の育成に取り組みます。

## 5 災害ボランティアセンター事業

災害時に備え、災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行うとともに、行政をはじめ、関係機関、団体、近隣社協などとの連携強化に向けて取り組んでいきます。

・災害ボランティアセンター設置・運営訓練の実施

- ・三河鈴亀ブロック社協災害時広域連携協議会へ参画
- ・市総合防災訓練参加
- ・災害ボランティア支援センター事業
- ・義援金の募集、被災者の受け入れ支援 等

## 6 福祉教育推進事業

### ①福祉教育推進助成事業

小中学校及び高等学校、幼稚園、保育所、認定こども園に対し、社会福祉への理解と関心を高めることを目的に福祉教育推進助成事業を実施します。

また、昨年度から指定しているモデル校に対して（2年間）、共同でプログラム作成を行うなど学校、園と連携を深め、更なる福祉教育の充実を図ります。

### ②中学生福祉体験教室

市内の社会福祉施設において、子ども・高齢者や障がい者の方々とふれあい・交流を通じて、福祉に対する理解を深めることを目的に開催します。

## 7 サロン活動推進事業

地域住民やボランティアが主体となって、コミュニティセンターや集会所など地域の身近な場所を活用し、集まって過ごす「憩いの場」を作る「サロン活動」に対し、助成事業や交流会を開催し支援を行います。

- ①ふれあい・いきいきサロン（高齢者対象）
- ②子育てサロン（子育て中の親子を対象）
- ③コミュニティサロン（地域住民誰もが参加）

## 8 広報啓発事業

### ①「社協だより」の発行

社会福祉協議会の事業を始め地区福祉委員会、ボランティアなどの活動を紹介するため年4回、市内全世帯に配布します。

### ②ホームページ・フェイスブックの運営

インターネットを利用して最新の情報や各種募集（助成金など）、社会福祉協議会の概要や活動内容について情報の発信を行います。

### ③FM ラジオの情報発信

毎月1回、VoiceFM（78.3MHz）にて、「ラジオかめやま社協だより」に職員等が出演し、本会の活動紹介をはじめ、福祉事業についての説明や相談窓口の案内などを行います。

## 9 各種福祉団体等への助成及び支援

### ①団体支援

高齢者・障がい者・子育て支援・低所得者支援・多文化共生支援団体等、多様な福祉活動を行う当事者または支援団体に対し、情報提供や助成などの支援を行います。

### ②歳末たすけあい援護金

生活保護世帯入学祝金、修学旅行費補助を行うとともに、生活保護世帯、特別障害者手当受給者、準援護家庭等に対し、歳末たすけあい募金配分金を配布します。

## 10 共同募金会事業

### ①三重県共同募金会亀山市共同募金委員会の事務局

### ②赤い羽根共同募金・歳末たすけあい募金運動

## ◆ 生活支援事業

### 1 総合相談事業

#### ①福祉なんでも相談

生活困窮者自立支援事業の相談窓口を活用し、福祉全般の相談を受ける「福祉なんでも相談窓口」を開設して、複合的な福祉課題を抱える相談者に対し、支援会議を通じて適切な相談援助を行います。

#### ②心配ごと相談所（元公証人による相談）の開設

日常生活上のあらゆる心配ごとに対し、民生委員・児童委員及び学識経験者による相談を行うとともに、相続、遺言、賃貸借、離婚等に関することに対し、元公証人による適切な助言、指導を行うことを目的に実施します。

#### ③成年後見等の法律相談の開設

成年後見制度などの権利擁護に関する相談に対し、弁護士による適切な助言、指導を行うことを目的に実施します。

### 2 日常生活自立支援事業 < 県社協委託事業 >

亀山日常生活自立支援センターにおいて、高齢や障がいにより、判断能力に不安のある方に対し、関係機関と連携を取りながら、福祉サービス利用援助や日常の金銭管理等の支援を行い、相談機能と生活支援機能の充実を図ります。

現在、国では、頼れる身寄りがない高齢者等への支援として、「日常生活支援」「円滑な入院等への手続き支援」「死後事務の支援」を行う新たな第二種社会福祉事業の創設が検討されていることから動向を注視し、三重県社会福祉協議会とも連携しながら協議・検討を行ってまいります。

### 3 成年後見サポート事業 < 市委託事業 >

成年後見制度の利用促進や円滑な制度運用ができる体制づくりのため、制度利用に関する包括的な相談支援を実施しています。家庭裁判所、弁護士会、司法書士会、行政書士会、社会福祉士会、税理士会、医師会などで構成される亀山市法福連携ネットワーク協議会や成年後見サポート（受任調整）会議の開催など市と連携しながら引き続き、事業の推進に取り組みます。

また、本会が後見人等になることにより、対象者の財産管理、身上保護方法の決定を行い、その権利を擁護することができるよう法人後見も合わせて行います。

### 4 生活困窮者自立支援事業 < 市委託事業 >

#### ①自立相談支援事業

生活に困っている方が、早い段階で自立した生活に戻れるように、専門性を有する支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員）が相談に応じ、自立支援計画の作成等さまざまな問題に対応した支援へとつなげます。

また、重層的支援体制整備事業に位置付けられている包括的相談支援事業者として、世代や属性にかかわらず、包括的に相談を受け止め、必要に応じて多機関協働事業につなげるなど支援関係機関と連携を図っていきます。

#### ②家計改善支援事業

失業や債務問題などを抱え家計に問題のある人に、家計の再建に向け専門員（家計改善支援員）が支援計画を作成し、必要に応じた支援につないでいきます。

#### ③就労準備支援事業

就労に必要な知識・技能等が不足しており、一般就労に向けて準備が整っていない人に対して、専門員（就労準備支援員）が支援計画を作成し、就労支援を行います。

### 5 貸付相談及び貸付事業

生活困窮者や高齢者、障がい者に対し、相談援助及び生活福祉資金（県社協委託事業）や福祉金庫の貸付を行い、生活困窮者自立支援事業と連携し、地域で自立生活を営むことができるよう支援します。

また借受人に対し生活相談等を行い、償還免除や猶予の手続きについても丁寧に対応します。

### 6 緊急食糧等提供事業

市内在住の低所得者等が、緊急的かつ一時的に生活の維持が困難となった場合に食糧等の生活に必要な現物等を提供し、世帯の自立を促し社会の一員として円滑な社会生活が送れるよう支援します。また、風水害等の災害時に「あいあい」に一時避難された方に対しても提供します。

また、三重県社会福祉協議会が実施する生活困窮者支援緊急食糧提供事業及び緊急時物品等支援事業をはじめ、三重県食品提供システムなど様々な企業、団体、個人等から寄付される食品等も活用しながら支援を行います。

### 7 あんしん賃貸支援事業

三重県居住支援連絡会へ参画し、居住支援団体として不動産店等と連携し、高齢者、障がい者世帯等の入居を受け入れられる民間賃貸住宅に関する情報などを提供します。また、様々な住宅支援サービスの提供を促すことにより、高齢者等の住居の安定確保と安心できる賃貸借関係の構築を目的とし、住居に関する各種サポートの提供を行います。

## ◆ 地域包括ケア推進事業

### 1 基幹型地域包括支援センター事業 <鈴鹿亀山地区広域連合委託事業>

基幹型地域包括支援センターは、従来の地域包括支援センター機能（介護予防支援事業所業務を除く）に加えて、2か所の地域包括支援センター業務の平準化や後方支援の役割を担います。

#### ① 総合相談支援

市民の総合相談窓口であり、重層的支援体制整備事業に位置付けられている包括的相談支援事業者として、世代や属性にかかわらず、包括的に相談を受け止め、必要に応じて適切な機関や多機関協働事業につなげるなど支援関係機関と連携を図ります。

#### ② 地域包括支援センター業務の平準化と後方支援

圏域内の支援にばらつきがないよう、情報共有や協議の場の設定に努めるとともに、地域包括支援センター職員を対象に研修を行います。また、高齢者虐待や困難事例等に対し、地域包括支援センターと協働し課題解決に努めます。

#### ③ 多職種によるネットワーク構築と地域課題の把握及び地域ケア会議開催支援

主任介護支援専門員を対象とした研修会や意見交換会及び市内の介護サービス事業所職員を対象とした高齢者虐待防止に関する研修会を開催し、市内の事業所の資質及び専門性の向上に努めるとともに、ネットワークの構築を図ります。また、地域包括支援センターが地域課題の抽出や地域ケア会議を開催できるよう支援し、地域のしくみづくりを目指します。

#### ④ 介護予防の推進

市の担当部署と連携しながら、地域包括支援センターによる啓発の方法を検討し、地域におけるフレイル予防などの介護予防活動を推進していきます。

#### ⑤ 自立支援型地域ケア会議の開催

在宅で生活する事業対象者や要支援者等の方を対象に、自立支援に資するケアマネジメントを薬剤師、理学療法士、栄養士、歯科衛生士等の多職種で検討することにより、ケアマネジメントの質の向上や関係機関の連携強化を図るとともに高齢者のQOLの向上につなげていきます。

## 2 地域支援事業 <市委託事業>

### ①第1層生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の配置

高齢者が住み慣れた地域で、自分らしく暮らしていけるよう、積極的に地域へ出向き、地域の取り組みを把握し、生活支援、介護予防のしくみづくりを推進します。

- ・地域の現状把握、情報共有  
（地域福祉カルテ、高齢者のための社会資源のしおりの作成）
- ・ふれあい・いきいきサロン、コミュニティサロンの活動支援
- ・住民同士の支え合い活動（ちょこボラ）の推進
- ・協議体（地域の課題を共有し、話し合う場）の開催

### ②認知症地域支援推進員の配置

認知症を発症してもこれまでの生活を継続できるよう、幅広い方に対して認知症の正しい知識と理解を深め、支援体制の構築を推進します。

- ・市民や専門職に対する認知症に関する周知及び啓発活動
- ・認知症サポーター養成講座の開催
- ・チームオレンジかめやまの活動支援
- ・行政と協働して集いの場を開催

### ③認知症初期集中支援チーム（カナリアチーム）の配置

電話や訪問、来所など様々な方法にて、生活の様子を聞き取り、その人に応じた関わりを持ち、認知症の人やその家族が抱える不安や悩みに寄り添った支援に努めます。また、定期的に行うチーム員会議にて、地域包括支援センター、チーム員医師と支援内容や支援方法を協議し、効果的な医療・介護サービス等につなげます。医療機関や地域の団体をはじめ、多くの方に相談窓口を周知し、早期に相談できる体制を整えます。

## ◆ 福祉サービス事業

利用者の立場に立った質の高いサービスを提供し、利用したい事業所として選ばれるよう努めていきます。また、法令順守を徹底するとともに、安定した事業運営に向け取り組んでいきます。

### 1 介護保険制度

#### ①訪問介護事業所

要介護・要支援及び事業対象者と認定された方に入浴、排泄、調理、洗濯など生活全般にわたる支援を行います。

- ・訪問介護（身体介護・生活援助等）
- ・介護予防・日常生活支援総合事業（身体介護・生活援助等）

### 2 障害者総合支援制度

#### ①居宅介護事業所

障害福祉サービス受給者証の交付を受けた方に訪問介護員が居宅に訪問し、利用者が安心して在宅生活を送れるように家事援助（食事の用意、洗濯、掃除等）や身体介護（入浴介助、オムツ交換等）を行います。

#### ②移動支援事業 <市委託事業>

障がい者等に対して、徒歩や公共交通機関を使って、買い物や余暇活動の移動の援助を行います。

#### ③同行援護事業所

障害福祉サービス受給者証の交付を受けた視覚障がい者に外出するための移動支援を行います。

#### ④指定生活介護事業所「つくしの家」（定員 30 名）

個別支援計画に基づき、個々の能力、特性に応じた支援をしていきます。

日常生活上の支援や介助のほか、創作的活動、軽運動、生産活動等の機会の提供を通じて生活能力の維持や向上に必要な支援を行います。また民生委員・児童委員や地元小学校、地域団体との交流を通じて地域とのつながりを深めていきます。

#### ⑤日中一時支援事業 <市委託事業>

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労や支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図る日中一時支援事業を行います。

#### ⑥特定相談支援事業所

障害福祉サービスを申請した障がい者（児）に、相談やサービス利用計画案の作成を行います。

#### ⑦障害児相談支援事業所

障害者通所支援を申請した障がい児に相談や障害児支援利用計画案の作成を行います。

### ◆ 社会福祉センターの運営

#### 1 社会福祉センターの管理

福祉関係団体など多くの市民に会議・交流の場として提供しています。

施設利用者の利便性、安全性に配慮するとともに、より多くの市民に利用していただけるよう、計画的な管理・運営を行います。

### ◆ その他

#### 1 関係機関への協力、参加

行政等が設置する各種委員会、会議などに積極的に協力し、参加します。

#### 2 実習生の受け入れ

福祉の人材を育成することは、法人の社会的責務であることから、積極的に社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー、看護師の実習生を受け入れていきます。また、職員には実習指導者研修を受講させ、学校側と連携をしながら充実した、効果的な研修プログラムの整備を行います。

社会福祉法人 亀山市社会福祉協議会

# 使命 ・ 経営理念 ・ 組織運営方針

(平成 31 年 4 月 1 日 制定)

## 使 命

亀山市社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進することを使命とする。

## 経営理念

亀山市社会福祉協議会は、この使命を達成するために、以下の経営理念に基づき事業を展開する。

- ①住民参加・協働による地域共生社会の実現
- ②地域における利用者本位の福祉サービスの実現
- ③地域に根ざした総合的・包括的な支援体制の実現
- ④地域の課題解決に向けた公益的な取り組みの実践
- ⑤地域の福祉ニーズに基づく先駆的な取り組みへの挑戦

## 組織運営方針

亀山市社会福祉協議会は、「社会福祉を目的とする事業を経営する者」と「社会福祉に関する活動を行う者」が参加する公益性の高い非営利・民間の福祉団体として、その使命と経営理念を実現するために、以下により組織運営を行う。

- ①地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たす。
- ②事業の展開にあたって、住民参加を徹底する。
- ③事業評価を適切に行い、効率的かつ安定的な事業経営を行う。
- ④全ての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。